平成２９年（フ）第２１５号
宮城県名取市堀内字南竹228番地の２、従前の住所宮城県亘理郡山元町山寺字北坪路10番地307
破産者　寺島　秀信
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６０６号
仙台市青葉区中山８丁目25番８号　メープルアーサ中山302
破産者　島田　一貴
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
秋田市寺内字三千刈459番地８　ノーベル三千刈102号
破産者　中村　成男
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５６号
秋田市寺内蛭根１丁目１番15号　八橋住宅１－204号
破産者　阿部　孝行
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４８号
茨城県かすみがうら市稲吉２丁目18番15号　ハートワン神立、開始決定時の住所茨城県桜川市久原473番地
破産者　若色　弘一
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４００号
埼玉県草加市松原１丁目２番８－308号
破産者　金子　和悦
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５４号
埼玉県八潮市大字南川崎138番地２
破産者　田村　　健
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市東大沢５丁目６番地３　リバーサイド越谷505号
破産者　前田喜以子
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
愛知県一宮市北園通４丁目28番地２
破産者　谷津　栄二
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２８７号
兵庫県姫路市御立中１丁目４－35　パストラーレ御立Ａ－102、住民票上の住所兵庫県姫路市飾東町庄234番地７
破産者　白国リフォームこと　西納　康博
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３２２号
兵庫県加古川市平岡町新在家2000番地の67
破産者　たんぽぽこと　的場　里子
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７８８号
広島市南区翠２丁目１番23－202号
破産者　前田　吉満
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６８号
福岡県福津市花見が丘１丁目８番11－307号、破産手続開始決定時の住所福岡市東区奈多１丁目２番63－306号
破産者　川畑　竜也
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９１３号
福岡県春日市千歳町１丁目26番地３
破産者　小森　清茂
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２７０号
福岡市博多区博多駅南２丁目17－14－805、住民票上の住所福岡県大野城市南ケ丘１丁目21番６号
破産者　成田　　修
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９２号
福岡市東区御島崎２丁目３番３－216号
破産者　山浦　文雄
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３号
青森県弘前市大字清水森字村元32番地10
破産者　津川　貢範
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第４２号
青森県弘前市大字南塘町３－10　南塘荘１－１号、住民票上の住所青森県弘前市大字松原東３丁目１番地３
破産者　桑田　彰善
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部